

副市長レビュー（秋）調書

1 部局名 (課名)	健康福祉部 (障害保健福祉課)
2 協議事項 (案件名)	医療的ケア児等支援及び地域生活支援拠点整備について
3 背景・現状 (現状把握できる 統計数値など)	<p>(1) 医療的ケア児等支援</p> <ul style="list-style-type: none">・ 医療技術の進歩等を背景に、医療的ケアが必要となる児者や、重度の身体障がいと知的障がい重複する重症心身障害児者（以下、医療的ケア児等）が増加・ 医療的ケア児等への支援は高い専門性が必要となるため、支援できる環境の整備が遅れている。・ 国は令和元年度から「医療的ケア児等総合支援事業」を創設（補助率 1/2） <p>(2) 地域生活支援拠点整備</p> <ul style="list-style-type: none">・ 国は平成 29 年 3 月に令和 2 年度末までに整備することを基本とする指針を策定。これを受け本市では平成 30 年 3 月に策定した障がい福祉実施計画に、令和 2 年度末までの体制整備を成果目標とした。・ 目的は親なき後を見据え、以下、居住支援のための機能を整備<ul style="list-style-type: none">➢ 障がい者やその家族の緊急時における相談、短期入所支援（H30 年度から実施）➢ 親元や入所・病院から地域生活の場への円滑な移行への備え（未実施）。
4 検討経過・課題	<ul style="list-style-type: none">・ 医療的ケア児等が身近な地域で必要な支援が受けられるサービスの検討・ 地域生活への移行にあたり一人暮らしに備えるサービスの検討

副市長レビュー（秋）調書

5-1 方向性の
提案（目指
すべき姿）

- (1) 医療的ケア児等支援
 - <生活支援>
 - ・ 医療的ケア児等コーディネーターの配置
医療、福祉、教育等の関係機関との連携や各種サービス紹介など相談支援
 - ・ 通学・通園等の移動支援
家族のレスパイト対策や就労支援のためヘルパーによる移動支援の実施
 - ・ 移動支援拡充に対応したヘルパー養成支援
移動支援ヘルパーの医療的ケア実務研修受講への支援
 - <防災対策>
 - ・ 人工呼吸器用外部バッテリー更新助成
現在初回限りの助成を耐用年数を設定し更新時に助成を実施
 - ・ 医療的ケア児等避難場所の確保
災害時における直接避難場所を指定
- (2) 地域生活支援拠点整備
 - <親なき後を見据えた支援>
 - ・ 一人暮らしの体験機会の提供
グループホームなどを活用して一人暮らしの体験機会を提供
体験の場として市営住宅の活用も検討
- (3) 重度心身障害児扶養手当の一部を段階的に廃止
 - ・ 下記は、国手当の特別児童扶養手当（1級 52,200 円/月、2級 34,770 円/月 所得制限あり）1級対象者（表の①）や所得制限による支給停止者（表の②、③）に対する市単の手当

区分	支給対象	支給月額
重度心身障害児 扶養手当 (市単)	① 特別児童扶養手当1級対象者	5,000 円/月
	② 1級対象者のうち所得制限により支給停止	26,100 円/月 (52,200 円×1/2)
	③ 上記支給停止者のうち所得が所得制限×1.5を超える人	13,050 円/月 (52,200 円×1/4)

- ・ ①は合併前、天竜市が（浜北市、舞阪町は類似する手当を実施）、②、③は浜松市（昭和54年～）が実施し、合併時、浜松市の制度統一にあわせ、天竜市の制度も取り入れ再編した。
- ・ ②、③の手当を段階的に廃止

5-2 上記の方向性決定に向け議論する事項（妥当性、必要性、有効性など）

- ・ 金銭給付支援から福祉サービス支援へ転換することについて。
- ・ 重度心身障害児扶養手当について、扶養者の所得状況により手当を段階的に廃止することについて。

6 結果

- 提案どおり進める
- 提案内容を一部見直して進める
- 再度、調査研究等を行い検討
- その他

具体的内容

7 その他